

岡山県企業局優良建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県企業局が発注した工事の中から、優良な建設工事を施工した建設業者（主たる営業所を岡山県内に有している建設業者（以下「県内業者」という。）に限る。）及び当該工事に従事した技術者を表彰することにより、良質な社会資本整備の推進と県内業者及び技術者の技術力及び意欲の更なる向上を目的とする。

(表彰対象工事)

第2条 表彰対象工事は、岡山県企業局が発注した工事（「岡山県企業局工事成績評定及び通知要領」に基づき評定された工事に限る。）で、次の各号の全てを満たす工事の中から、評定点等を踏まえて選定した、特に優良な工事とする。

なお、複数の表彰対象工事を施工している建設業者については、発注時の業種ごとに最も優良な1工事のみを表彰対象工事とする。

- (1) 当初の請負金額が1,000万円以上の工事であること。
- (2) 県内業者が県から直接請け負った工事（共同企業体の構成員として請け負った工事を含む。）であること。
- (3) 表彰実施年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成し、評定点が80点以上の工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が施工した工事については、表彰対象工事としない。

- (1) 表彰対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、「岡山県企業局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領」による指名停止を受けた者
- (2) 表彰対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、建設業法の規定に基づく監督処分を受けた者
- (3) 表彰対象年度に完成した工事において、評定点が65点未満の工事がある者
- (4) 表彰対象年度に完成した工事において、評定点の平均点が75点未満である者
- (5) その他表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、表彰対象工事としない。

- (1) 工事成績評定において、考査項目の細別に減点がある工事
- (2) 工事成績評定において、法令遵守等で減点がある工事
- (3) その他表彰対象工事とすることがふさわしくないと認められる工事

(表彰対象技術者)

第3条 表彰対象技術者は、次の各号の全てを満たす技術者とする。

- (1) 原則として前条に規定する表彰対象工事（以下「表彰対象工事」という。）の全期間において、監理技術者又は主任技術者として従事していること。
- (2) 表彰対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、表彰を受けることにふさわしくない行為又は状況がないこと。

(審査委員会)

第4条 表彰対象工事及び前条に規定する表彰対象技術者（以下「表彰対象技術者」という。）を決定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ成立しないものとする。
- 6 審査委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り定める。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、施設課に置く。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、企業局長が表彰状を授与する。

(表彰の取り消し)

第7条 表彰決定日以降に、当該表彰対象工事が第2条第2項第5号若しくは同条第3項第3号に該当することが判明した場合又は当該表彰対象技術者が第3条各号に該当しないことが判明した場合は、双方又はいずれかの表彰の決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

委員長	副委員長	委 員
局長	次長	総務企画課長、経営推進室長、施設課長 土木部技術総括監、土木部技術管理課長